

環境報告書ガイドライン資料編

1.	環境にやさしい企業行動調査結果	・・・1
2.	環境報告書に関する社会的な動き	・・・4
3.	第三者レビューの現状と課題	・・・10
4.	環境レポート大賞	・・・19
5.	環境報告書に関する情報入手先	・・・22
6.	環境活動評価プログラム概要	・・・24
7.	環境カウンセラー登録制度	・・・28
8.	環境報告書の作成手順の一例	・・・30

1. 環境にやさしい企業行動調査結果概要

環境省が実施している「環境にやさしい企業行動調査」*の平成11年度の結果によれば、環境に関するデータ、取組等の情報を、一般または一部の人に公開している企業は、上場企業で40.9%、非上場企業で25.8%でした(グラフ1参照)。これは、10年度の結果と比べると、上場企業で5.2ポイント増加しています。

情報の公開の方法には様々なものがあり、上記調査において情報を公開していると答えた企業(上場企業)に対して、その方法を質問した結果(複数回答)では、「会社のホームページ等のインターネット」が48.8%と最も多く、次いで、「環境に関するパンフレットや小冊子」が43.7%、「会社案内等のパンフレットの一部」が38.2%、「環境報告書」が37.3%、「有価証券報告書、営業報告書の一部に記載」が20.0%でした(グラフ2参照)。

上記の調査結果を総合すれば、環境報告書により情報公開している企業は、上場企業で15.3%(回答のあった1147社中175社)、非上場企業で5.9%(回答のあった1620社中95社)でした(グラフ3参照)。これは、10年度の結果と比べると、上場企業で4.3ポイント増加しています。さらに、調査実施時点(平成11年秋)以降にも、環境報告書を新たに発行する事業者が相次いでおり、環境報告書を作成する企業数及び割合はさらに急速に増加していると見られます。

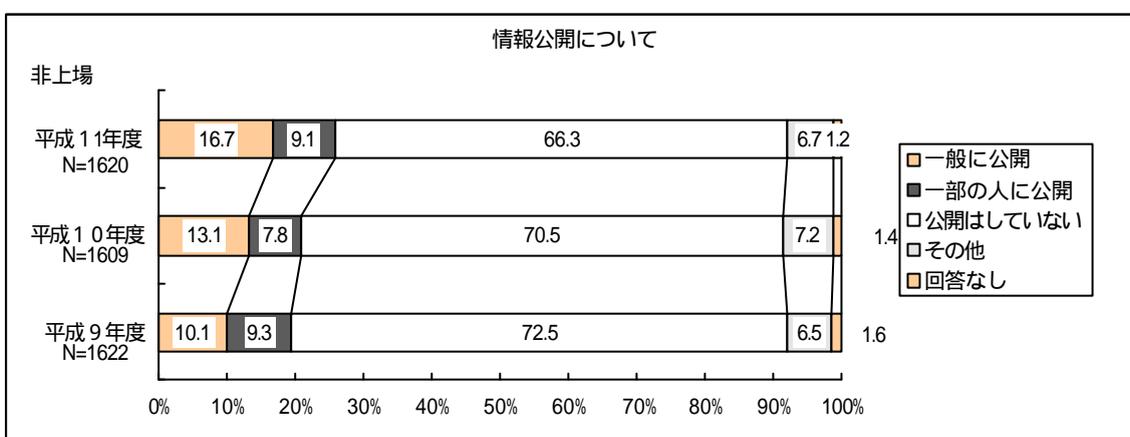
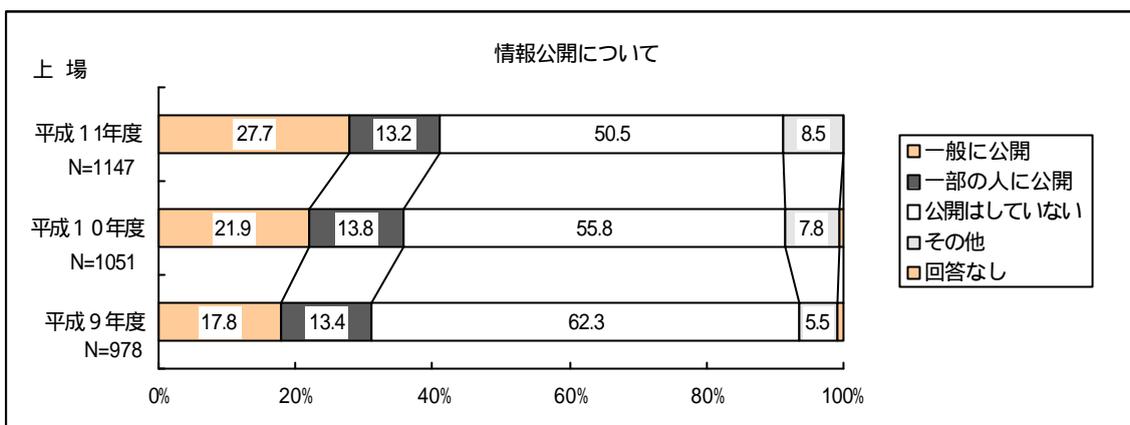
また、環境報告書を作成し、公表する目的としては、上記調査で、上場企業に対して情報公開の目的を質問した結果では(複数回答)「情報提供等の社会的責任」とする企業が最も多く71.9%であり、次いで「自社における環境に関する取組のPRのため」の69.9%、「利害関係者とのコミュニケーションのため」の62.0%、「社員等への環境に関する教育のため」の48.4%などとなっています(グラフ4参照)。

さらに、環境報告書の取組の広がりも、国際的な動きとなっています。UNEP(国連環境計画)とSustainAbility社(英国)が1997年に行った環境報告書のベンチマーク調査において、調査対象とされた100の環境報告書の構成を見ると、米国が19、英国が18、ドイツ及びスウェーデンがそれぞれ8、カナダ、ノルウェー及び日本がそれぞれ6、オランダ及び南アフリカが5などとなっていました。EUでは環境報告書の作成と検証を含む「環境マネジメント・監査制度(EMAS)」が実施されており、既に3000以上の事業所が参加しています。さらに、オランダ、デンマーク等では、環境報告書の作成を義務づける制度も設けられています。

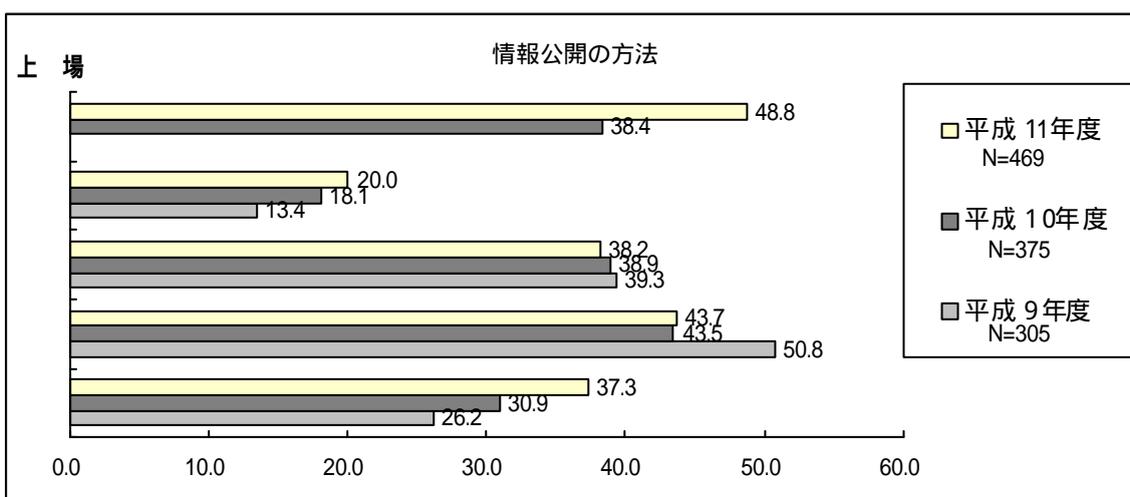
* 調査対象 : 東京、大阪、名古屋証券取引所1部及び2部上場企業2,441社、従業員500人以上の非上場企業3,855社。

有効回収率: 上場企業46.9%、非上場企業42.0%

グラフ1 環境情報の公開状況

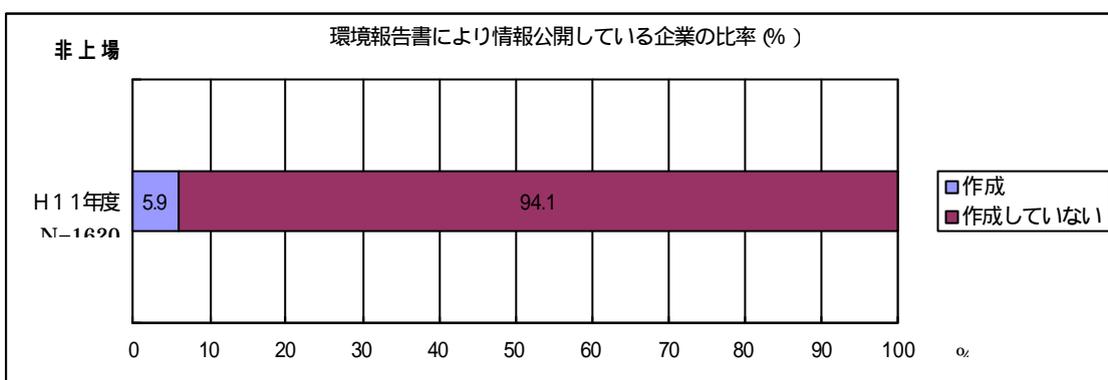
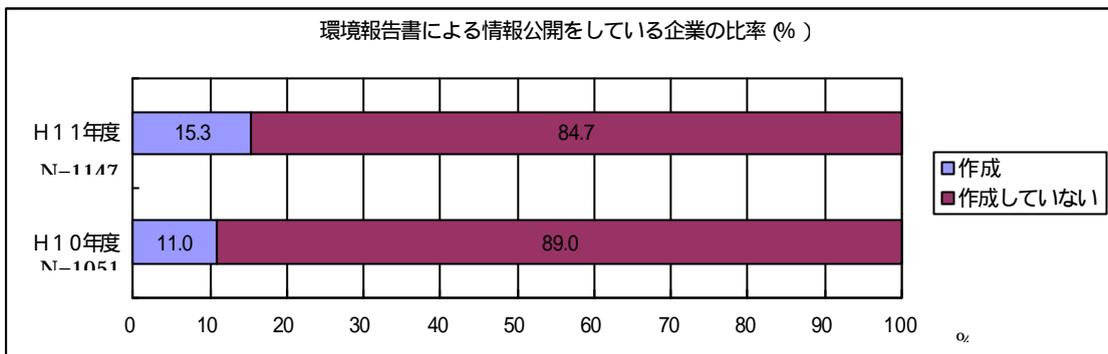


グラフ2 情報公開の方法 (上場)

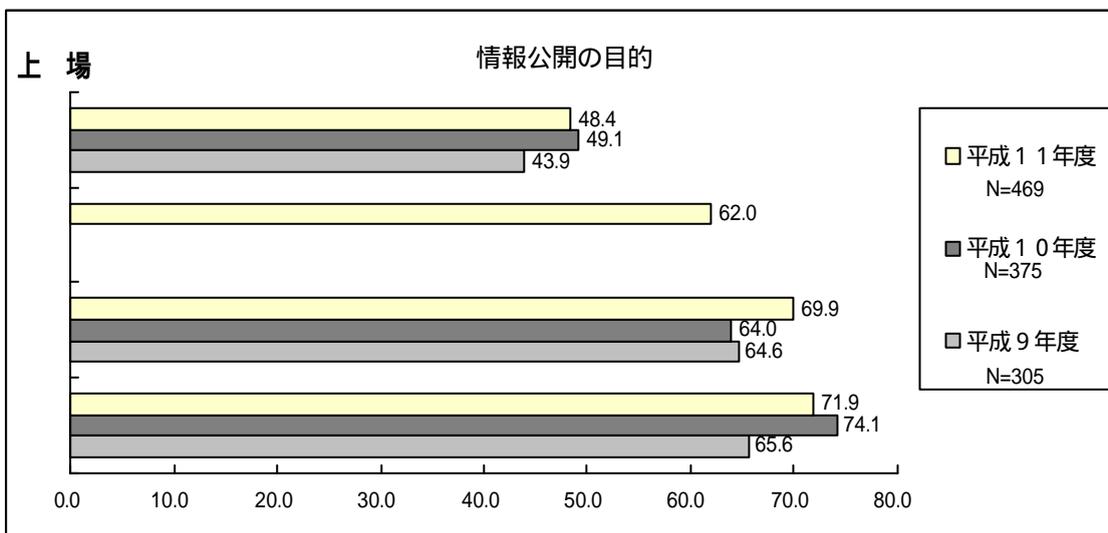


凡例： 環境報告書 環境に関するパンフレットや小冊子 会社案内等のパンフレットの一部分 有価証券報告書、営業報告書の一部分 会社のホームページ等のインターネット

グラフ3 環境報告書による情報公開の状況



グラフ4 環境報告書を作成する目的 (上場)



凡例： 情報提供等の社会的責任 自社における環境に関する取組のPR 利害関係者とのコミュニケーション
 社員等への環境に関する教育

2. 環境報告書に関する社会的動き（GRIガイドライン¹における、社会・経済パフォーマンスの報告²に関する手引き）

1) GRIとは

Global Reporting Initiative(GRI) は、多様な利害関係者の参加する、長期的な国際的取り組みで、全世界で適用可能な持続可能性報告のガイドラインを策定し、普及させることを使命としています。GRIがとりまとめたガイドラインは、組織の活動内容や製品、サービスの経済的、環境的、社会的側面について報告しようとする組織が自発的に用いるものです。

1997年の設立以来、GRIは持続可能性の相互に関連する各側面（経済的、環境的、社会的）を報告するための共通の枠組みを設計し、広く受け入れられるよう、努力をしてきました。このガイドラインは長期的にはあらゆる種類の組織に適用可能であることを意図していますが、GRIでは企業の報告を対象に、最初の開発作業を進めてきました。

2) GRIガイドラインの社会・経済的側面

GRIガイドラインでは、報告書には、環境面の他にも、以下の「経済的パフォーマンス」および「社会的パフォーマンス」に挙げた報告を含めなければならないとしています。これまでに十分な見直し、評価、検証のプロセスを経てきたGRIの環境面に関する指標（環境的指標）とは異なり、社会的指標・経済的指標は十分に開発されていません。GRIでは、これら社会・経済面での指標は、非政府組織の作業部会やいくつかの企業の報告書など、さまざまなものをもとに作成・提示しています。

GRIでは、報告者に対して、以下に挙げる指標とともに、別の社会的・経済的指標がパフォーマンスをより正確に伝える場合は、それら他の指標も使うことを奨励しています。

また、GRIガイドラインにおいては、報告者が経済的・社会的パフォーマンスに関する報告を行う際に、その背景（例：同業者や業界・地域・業種の平均との比較など）を説明するよう奨励しています。

GRIガイドラインの、報告書の記載内容の説明に関するパートにおいては、一般的な諸注意が喚起された後に、6個のセクション毎に報告内容を順に説明しています。それらの

¹ GRIガイドラインの著作権は、Global Reporting Initiative (GRI) が保有するものです。なお、GRIガイドラインの日本語訳は、GRIのホームページ（www.globalreporting.org）からPDF形式でダウンロードすることができます（無料）。GRIガイドライン日本語版の印刷物（日英両者掲載）を希望の場合は、送付先住所、宛名、電話番号、ファックス番号、必要冊数を記入の上、環境監査研究会までEメールで請求してください（送料込み¥2,000）。環境監査研究会のEメールアドレスは、（earg@mission.co.jp）です。

² この要約は、環境監査研究会監訳のGRIガイドライン日本語版から、社会的・経済的パフォーマンス指標に係る部分を中心に作成したものです。従いまして、省略や前後関係等の観点から、内容は必ずしもGlobal Reporting Initiativeの出版した原文の意図と一致しているとは限りません。GRIガイドラインに関する詳細情報はwww.globalreporting.orgを参照して下さい。

構成は下記のとおりです。

- ・ 最高経営責任者（CEO）の緒言
- ・ 報告組織の概要
- ・ 概要と主な指標
- ・ ビジョンと戦略
- ・ 方針、組織体制、マネジメントシステム
- ・ パフォーマンス

これらの中で、「パフォーマンス」の箇所においては、試行用のパフォーマンス指標が挙げられており、「環境パフォーマンス」、「経済的パフォーマンス」、「社会的パフォーマンス」、「統合パフォーマンス」の4つのサブセクションが示されています。以下はそのなかの、「経済的パフォーマンス」、「社会的パフォーマンス」に関する要約です。

経済的パフォーマンス

組織は、事業を営む中で、資源の利用や富の創造などを含め、経済に対してさまざまなやり方で影響を与えています。しかし、従来の財務の会計報告の方法では、このような影響を十分に把握し、開示することはされていません。したがって、組織が経済に及ぼす影響を全体的に把握するためには、追加の手段が必要です。これまで、企業の移転、閉鎖、投資といった一定の経済的影響を測定することは長い間行われてきましたが、持続可能性を報告するための報告書が経済的側面まで含めることはまれでした。

以下にGRIが提案する経済指標は、経済的パフォーマンスとその影響の主要部分を把握することをめざしています。GRIは、各報告者が、利害関係者との協議を踏まえ、これらの指標を使うよう、また他の指標で、組織の経済パフォーマンスをより正確に描くものがあればそれらの指標も使うよう奨励しています。GRIでは、報告者と報告書の利用者に対し、これら経済指標について、別の指標の提案も含め、フィードバックを募っています。

以下は経済的パフォーマンス指標として挙げられているものの引用です。

- ・ 利益
 - 純益 / 収益 / 収入
 - 税・利息前収益 (EBIT) (純売上高から、支払利息と所得税を除く経費を差し引いたもの)
 - 粗利 (純売上高から販売した製品とサービスのコストを差し引いたもの)
 - 平均使用資本収益率 (ROACE).

- 配当
- 上記 5 項目の地理的分布

- **無形資産**
 - 時価資本総額の、「帳簿」価額に対する比率（無形資産を構成する帳簿価額の要素に注意）。

- **投資**
 - 人的資本（従業員の訓練、地域社会への教育啓発）
 - 研究開発
 - その他の資本投資
 - 負債・資本比率

- **賃金と手当**
 - 賃金合計。国別に記す。
 - 手当合計。国別に記す。

- **労働生産性**
 - 労働生産性のレベルと変化。職務カテゴリーごとに記す。

- **諸税**
 - すべての税当局に対し支払った税金額。

- **地域社会開発**
 - 雇用。種別・国別、絶対的变化および実質的变化。
 - フィランソロフィー / 慈善活動への寄付。

- **供給業者**
 - GRIガイドラインパートCの第5セクション中において、マネジメントシステムに係る指標として挙げられている、『供給業者の選定基準、アセスメント、トレーニング、監視を含む、サプライチェーン / 外部委託のためのプログラムと手順。適用範囲(たとえば国、事業所など)を付記する。』と例示された指標に関連して、そのプログラムと手順の経済的要素に関する供給業者のパフォーマンス。
 - 広く普及した国および国際的規格に不適合であった回数と種類。
 - 外部委託した業務の性質と場所。

- 外部委託した財とサービスの価値。
- 供給業者との契約を守る上での組織のパフォーマンス。支払い日の遵守を含む。

・製品とサービス

- 主な製品とサービスの使用に関連する主要な経済的問題と影響。可能ならば、それらの処分も含み、かつ、そのような影響の定性的・定量的推定値を含む。

社会的パフォーマンス

持続可能性の社会的側面は、組織の活動が社会に及ぼす影響をとらえるもので、従業員、顧客、地域社会、サプライチェーン、ビジネスパートナーなどが含まれます。社会的パフォーマンスは、組織が営業許可を確保するうえで重要な要素であり、組織が質の高い環境的・経済的パフォーマンスを実現する能力を支えるものです。社会的パフォーマンスを報告し向上させることは、評判を高め、利害関係者の信頼を増大し、機会の増大とコストの低下につながると、多くの利害関係者が考えています。

現在のところ、社会的パフォーマンスについて報告されることはまれであり、また組織ごとに一貫性を欠いた形で行われています。社会的パフォーマンスのある側面の測定については、一定レベルの合意があるものの、環境的パフォーマンスの測定ほど十分に開発されたものではありません。GRIは、報告者が利害関係者と協議して、以下に挙げる社会的指標を用いるよう、またそれ以外でも組織の社会的パフォーマンスをより正確に示せるものがあれば、そのような他の指標を用いるよう奨励しています。

以下は社会的パフォーマンス指標として挙げられているものの引用です。

職場

・マネジメントの質

- 従業員定着率
- 求人数に対する応募者数の比率
- 組織のビジョンについての従業員教育の証拠
- 経営の意思決定を形成するうえでの従業員参画の証拠
- 社内外の調査における、雇用主としての組織のランキング
- 仕事に対する満足度

・健康と安全

- 報告すべき事例（外部委託従業員も含む）

- 標準的な傷害率、労働喪失日数、欠勤率（外部委託従業員も含む）
- 疾病・傷害予防のための従業員一人あたり投資額

・賃金と手当

- 国の法定最低賃金に対する最低賃金の比率
- 地域の生活費に対する最低賃金の比率
- 従業員に付与される健康と年金の手当

・差別対策

- 上級経営幹部と上級・中間管理職における女性の割合
- 差別関連訴訟の頻度と種類
- 少数派に対する助言指導プログラム

・教育訓練

- 年間経常費に対する研修予算の比率
- 意思決定への従業員参加を促進するプログラム
- 従業員の平均教育年数の変化。研修プログラムに関する成果を盛り込む。

・児童労働

- 児童労働に関する法律を遵守していないことが検証された件数
- 児童労働の慣行についての第三者による認定と裁定

・強制労働

- 従業員からの記録された苦情件数
- 組織による供給業者に対する監査を通じて見出された件数

・組合結成の自由

- 設置されている、従業員公開討論の場と苦情取扱い手順。事業を行っている事業所や国の割合
- 反労働組合的慣行に関する訴訟の数と種類
- 労働組合のない事業所や子会社での組合結成に対する組織の反応

人権

・一般的に適用する指標

投資を行う際の、人権について審査の表明実施

組織慣行の体系的監視の証拠

人権侵害行為であると主張された件数と種類、および組織の立場と対応

・先住民の権利

- 先住民の居住地での意思決定に、先住民の代表が参画している証拠

抗議の回数と原因

・安全保障

- 安全保障と人権を、カントリーリスク・アセスメントと事業所計画に組み込んだ事例

- 治安部隊による活動の犠牲者への補償と機能回復

・供給業者

- GRIガイドラインパートCの第5セクション中において、マネジメントシステムに係る指標として挙げられている、『供給業者の選定基準、アセスメント、トレーニング、監視を含む、サプライチェーン/外部委託のためのプログラムと手順。適用範囲(たとえば国、事業所など)を付記する。』と例示された指標に関連して、そのプログラムと手順の社会的要素に関する供給業者のパフォーマンス。

- 広く普及している国および国際的規格に不適合であった件数と種類

- 労働条件に関する委託契約者の監視頻度(例:児童労働など)

・製品とサービス

- 主要な製品とサービスの使用に関連する主な社会問題と影響。可能ならば、そのような影響の定性的・定量的推定を含める。

- 顧客満足度

上記が、GRIガイドラインにおいて経済的及び社会的指標として例示されているものです。なお、GRIガイドラインの詳細につきましては、www.globalreporting.orgをご参照ください。

3. 第三者レビューの現状と課題

1) 環境報告書の信頼性の確保

環境報告書ガイドライン本編でも述べてきましたように、環境報告書は、ただ単に作成し、公表すればいいというものではありません。環境報告書を社会的な責任から作成・公表するに当たっても、環境コミュニケーションのツールとして活用していくに当たっても、その環境報告書が社会に受け入れられ、信頼されるものでなければならないと言えます。そういう意味で、環境報告書の信頼性をどのように確保していくのかは、どのような内容の環境報告書を作成・公表するかということと同様、大変重要です。

環境報告書ガイドライン第2章2節、「報告に当たっての原則」にありますように、環境報告書の「信頼性」を高めていくためには、

- ・記述内容に誤りのない、事実に基づいた正確なものであること
- ・当該事業者が行うべきと考えられる環境保全への取組や環境負荷の削減に関して必要かつ実質的な情報が記載され、網羅されていること
- ・環境報告書の受け手の判断や見解に影響を与える可能性がある情報や、社会的に議論となっている問題に関しては、偏見のない、中立的な記述を行うこと
- ・不確実な事実やデータ、将来の予想などについては、読者に誤解を与えない慎重な表現がなされていること

などに配慮することが必要です。

また、企業等が公表した環境報告書等の信頼性を高め、確保していくための手法は、ガイドライン本編の第2章3節にも記載してあるように多様であり、例えば、

- ・双方向のコミュニケーション手段の確保
- ・中立的に定められたガイドラインに則った作成
- ・厳格な内部管理の実施とその公表
- ・第三者レビュー

が考えられますが、これらの手法や仕組みのどれに、どのように取り組んで行くかは、事業者の業種、特性及び報告内容等に応じ、事業者自身が判断していくべきものといえます。

2) 第三者レビューの基本的な類型

以上に述べた4つの手法、仕組みの中で、ここ数年取り組む企業が増え、注目を集めているのが環境報告書等に対する第三者レビューであるといえます。(ここでは、第三者による監査、検証や、第三者意見表明等を一括して、便宜上、「第三者レビュー」と呼ぶことと

し、それぞれの用語の定義や、語句の持つ意味合いの違いについては、今後の議論を待つこととします。)

環境報告書について、その信頼性、網羅性等に関し中立的・独立的な第三者による検証や第三者意見表明等の第三者レビューを受けることにより、信頼性を高めることができます。欧米及び我が国の事業者において、このような第三者レビューの様々な取組の事例も増えつつあります。

現在行われている第三者レビューについては、環境報告に記載された「情報の正確性」の審査、環境報告の「報告内容の網羅性」の審査、実際に行われている「対策内容の適切性」の審査、及び法律等の順守状況の審査があります。

環境報告に記載された「情報の正確性」の審査

環境報告書に記載された環境情報等について、その正確性を審査し、保証するものです。現在、最も多くの取組事例があります。

審査対象	・環境報告書に記載された環境情報等
判断基準	・記載された情報が実態に照らして正確であること
審査方法	・環境情報の把握・集計システム（環境情報システム）のチェック ・記載された情報の正確性の確認（テストベース） ・関連資料のチェック ・現地でのインタビュー等（資料との整合性の確認）
審査人資質	・審査（特に情報に関する審査）の実務の知識・経験 ・対象となる業種の環境対策についての知識、経験
特徴、課題等	・記載された情報の正確性の確認なので、客観的な審査が可能と考えられる。 ・一方、記載された情報の正確性の保証だけでは、意義が小さいという意見がある。 ・用語や基準が整理されていないため、保証の程度等について誤解を与えるおそれがある。 ・問題のない情報だけ記載することにつながってしまうおそれがある。

環境報告の「報告内容の網羅性」の審査

環境報告書の報告内容について、環境保全上重要な事項が適切に盛り込まれているか等について審査し、保証するものです。

審査対象	・環境報告書の報告内容
判断基準	・環境報告書の共通的なガイドライン（この環境報告書ガイドラインやGRIガイドライン等を適宜活用） 環境に関する規制、指針等 事業者の特性と環境問題の現状に応じた重要な環境側面
審査方法	・環境情報システム及び環境マネジメントシステムのチェック ・上記の基準に照らした報告内容の包括性等のチェック ・関連資料のチェック ・現地でのインタビュー及び活動の実態のチェック
審査人資質	・審査の実務の知識、経験 ・対象となる業種・規模の事業活動の実情及び環境規制をはじめ環境問題の動向に関する豊富な知識、経験
特徴、課題等	・環境報告書の信頼性を確保する上での意義は大きいと考えられる。 ・様々な事業者に共通的な事項については共通的なガイドラインに照らした審査が可能だが、業種や事業者毎の特性を反映した審査をするには、拠り所となる明確な基準がないため、審査員に依存するところが大きくなってしまい、「保証」を行うような客観的な審査は難しいという意見がある。

実際に行われている「対策内容の適切性」の審査

環境報告書そのものの審査ではありませんが、実際に行われている環境対策の内容（環境パフォーマンス）について、その適切性を審査し、見解を第三者意見として表明するものです。

審査対象	・実際に行われている環境対策の内容
判断基準	・環境に関する規制、指針等（政府によるもの又は産業界による自主的なもの） ・事業者の特性と環境問題の現状に応じた重要な環境対策（同業他社との比較、前年度実績との比較等の活用も考えられる）
審査方法	・環境マネジメントシステムのチェック ・上記の基準に照らした環境パフォーマンスの評価 ・関連資料のチェック ・現地でのインタビューと取組状況のチェック
審査人資質	・審査の実務の知識、経験 ・対象となる業種・規模の事業活動の実情及び環境規制をはじめ環境問題

の動向に関する豊富な知識と経験

- 特徴、課題等
- ・環境パフォーマンスの水準について「保証」することは困難であり、第三者としての見解の表明にとどまると考えられる。
 - ・一方、このような審査により、取組のあり方について第三者から意見を
得ることの意義は大きいという意見もある。
 - ・第三者としての見解の表明を行うだけであれば、審査を行うのは誰でも
よく、特段の資質は必要ないという意見もある。

法律等の順守状況の審査

実際に行われている環境対策について、環境規制又はその他の要求事項（産業界の自主行動計画等）の遵守状況を審査し、確認するものです。

- 審査対象
- ・実際に行われている対策の環境規制又はその他の要求事項への適合状況
- 判断基準
- ・環境に関する規制、指針等（政府によるもの又は産業界による自主的なもの）
- 審査方法
- ・環境マネジメントシステムのチェック
 - ・上記の判断基準への適合状況のチェック
 - ・関連資料のチェック
 - ・現地でのインタビュー及び取組状況のチェック
- 審査人資質
- ・審査の実務の知識、経験
 - ・対象となる事業活動及び環境規制など環境問題の動向に関する知識、経験
- 特徴、課題等
- ・規制については、本来、地方自治体等により監視が行われており、不必要であるとの意見もある。
 - ・一方、利害関係者は規制等の適合状況に関心があり、意義があるとの意見もある。

注) 及び は、環境報告書そのものの審査ではありませんが、 や と組み合わせて、これらの要素を含んだ審査が同時に行われ、その結果が第三者意見として環境報告書に掲載されることが多いこと等から、同種の取り組みとして整理しました。

3) 我が国における第三者レビューの状況

我が国においては、1995年頃から様々な第三者レビューの取組事例が出てきています。主な例として、以下のようなものがあります。なお、我が国での第三者レビューの事

例（平成11年調査結果）を後述の表に取りまとめてあります。

生活協同組合における環境監査委員会監査

1993年頃より、生活協同組合において、外部の学識経験者及び組合員代表からなる「環境監査委員会」が監査を行うという独自の制度が実施されています。監査に当たって、環境への取組の状況、目標の達成状況、次年度の目標等の環境パフォーマンスを監査しており、監査委員会での質疑を通して環境報告書の改善が図られています。なお、データの正確性の監査は行われていません。

環境報告書には、監査結果を取りまとめた詳細な「環境監査所見」とこれを受けた経営層の「改善の方向性についてのコミットメント」が記載されています。

学識経験者等からなる委員会における全般的な意見聴取

1993年より、電力会社において、外部の学識経験者等からなる委員会において、環境保全の取組全般及び環境報告書全般について意見を得て、その結果を環境報告書に掲載するという取組が行われています。

学識経験者等による環境パフォーマンスに関する第三者意見

1996年より、流通業の企業において、学識経験者及び環境問題の専門家等が個人として環境パフォーマンスについて評価するという取組が始められています。評価の視点は、目標の達成状況、取組の実施状況、次年度の目標といった環境パフォーマンスであり、環境報告書そのものを直接監査するものではありませんが、環境報告書には監査結果を取りまとめた詳細な「環境監査所見」が掲載されています。

会計監査法人等による第三者意見書

1998年秋から、会計監査法人又はその子会社が環境報告書に記載された情報の正確性等を検証する取組が、複数の企業において実施されています。審査は、公認会計士、ISO審査員、環境計量士等がチームを組んで実施している場合が多く、情報の収集過程と集計方法、及びその内容についてチェックしています。

環境報告書に掲載する第三者意見では、情報の集計等については「適切に集計」、「合理的に把握、集計」等の評価をしており、掲載情報そのものについては、「根拠資料と矛盾していない」、「関連資料と整合」等の評価をしており、これを「意見」としているのが一般的です。

また、日本公認会計士協会では、「環境報告書保証業務指針（試案）」（案）を平成12年7月に公表し、平成12年12月末まで一般からの意見を広く募集していました（この公開草案はJICPA ジャーナル平成12年10月号（9月15日発行）に掲載してあります）。この公開草案は、企業等が作成する環境報告書に記載されている環境情報に対する信頼性の保証を付与する業務について、そのガイドラインを示すものの試案としてとりまとめられたものです。

日本公認会計士協会のガイドライン(試案)では、保証業務の指針を 一般指針、 実施指針、 報告指針の3部構成としています。それらの中で、 一般指針では 保証付与人、 結論の表明、 保証水準についての合意、 独立性、 正当な注意、 適切な品質管理、 機密保持について、 実施指針では 証拠収集、 合理的基礎、 適切な計画に基づく実施、 適用すべき手続、 実施時期、 及び試査の範囲の決定、 他の専門家の利用について、 報告指針では、 意見表明、 高い水準の保証に係る結論、 中位の水準の保証に係る結論、 合意された手続、 後発事象について、それぞれ現在検討がなされています。

複合的な取組

1999年秋には、食品メーカーにおいて、上記（環境問題の専門家による環境パフォーマンスに関する第三者意見）と（会計監査法人等による第三者意見）とを同時に実施する取組が始められました。なお、このうちと併せて、GRI ガイドラインに照らした環境報告書の網羅性に関する評価が行われています。

4) 今後の課題

第三者レビューについて、上述のようにいくつかの類型と状況をみてきましたが、全体を通じて、次のような課題が残されています。

審査の意義・内容や保証の程度についての期待の差異

第三者レビューに関する用語は定義がなされていないのが現状であり、第三者意見における用語も定まっておらず、その受け取り方も人により様々です。

また、第三者レビューの手法や範囲については、会計監査のような明確な基準は確立されておらず、報告の作成者と審査を行う機関等との間の契約によって決まることとなります。このため、これらの者の意向により、手法や範囲が異なることとなります。

このため、第三者レビューの意義、内容や保証の程度については、様々な場合があるにも関わらず、その違いが環境報告書の読者には分からず、誤解を与えるおそれもあります。

現時点ではまず、第三者レビューの目的や手法について第三者意見表明の中で明示的に

説明することが必要と考えられます。また、審査を行う機関において、それぞれが審査を実施する際の基準を公開することも期待されます。そして、今後、審査の手法（複数のオプションが有り得る）について共通的な考え方を形成していくとともに、関連する用語について整理、定義を行っていくことが必要と考えられます。

なお、日本公認会計士協会による「環境報告書保証業務指針（試案）」（案）においては、保証の水準を「高い水準の保証」と「中位の水準の保証」の2つにわけて議論がなされています。それぞれの結論の報告指針では、「環境報告書に対する高い（中位の）水準の保証を提供する業務に係る結論の表明の場合には、その旨及びその理由を明瞭に記載しなければならない」としています。なお、同試案においては、「高い水準の結論」は、「保証付与人が質的・量的に広範囲な手続を実施したときに、保証付与人から付与される結論」、「中位の水準の結論」は、「保証付与人が質的・量的に中程度の手続を実施したときに、保証付与人から付与される結論」と定義されています。

コストとベネフィット

第三者レビューには、環境報告書等の信頼性を向上させるというベネフィットがある一方、作成者には追加的なコストがかかることとなります。これらのコストとベネフィットがバランスのとれたものとならなければ、取組が広がることは期待できず、また、作成者に不適切な負担を強いるおそれもあります。

第三者レビューを適切に実施していくには、目的から見て必要十分で、不要なコストのかからない、合理的な手法と実施体制が整えられていくことが重要であると言えます。

審査実施者の資質

環境報告書の第三者レビューを実施するには、上記のように、審査（特に情報に係る審査）の実務、環境問題（特に環境パフォーマンス）に関する知識、対象業種の環境対策に関する十分な知識等が必要と考えられますが、我が国では、こうした資質を保証する資格はなく、現状では、環境問題の有識者が個人として、又は公認会計士、ISO 環境審査員、環境計量士が便宜的に審査を行う例が多いと言えます。

こうした中で、審査を行った者がどこまでの責任を負うのかについても、考え方が明確化されていません。

信頼性の高い第三者レビューを実現していくに当たっては、第三者レビューを実施する者の一定の資質を確保するための何らかの仕組みが検討される必要があると考えられます。

審査の対象

環境報告書に環境会計を含めるケースが増えつつあり、今後は環境会計の審査も、環境報告書の審査に含まれてくることが考えられます。また、環境報告が企業全体の年次報告の中で行われる事例も出てくると想定されます。このような幅広い環境報告の審査についても、今後、検討していくことが必要であると考えられます。

さらには第三者レビューも含めた環境報告の促進方策と、その前段階における環境マネジメントシステムの構築や実際の環境への取組等との、有機的な結合・連携の確保を考えていくことも重要です。

5) まとめ

環境報告書の信頼性の確保に向けた仕組みについては、双方向のコミュニケーション手段の確保等、様々な手法の選択肢がありえます。その中で、最近、第三者レビューが注目されており、取組事例が増えています。

こうした取組は信頼性を確保するための積極的な試みとして評価されます。しかし、検証等に当たっての基準やガイドライン、さらには第三者レビューを行う組織や人の資質などが曖昧なままで、安易にこのような取組が広がっていくと、かえって社会的な信頼を失っていくおそれもあります。

環境省では、第三者レビューの取組は環境報告書の信頼性を高めていくための重要な手法の一つであると認識しており、今後、この効果と課題等を検討していく予定です。

参考．我が国における第三者レビューの事例（平成11年調査結果）

（取組開始の順）

項目	実施企業名等	各地域の生活協同組合	東京電力、中部電力	イトーヨーカ堂、ジャスコ、マイカル、サンクス	トヨタ自動車、東京ガス、大成建設、帝人、環境管理センター	富士通	キリンビール
審査の対象	社会的にみた環境パフォーマンスの適切性、EMSの構築状況、環境報告書の適切性	環境報告書及び環境保全の取組全般の適切性	社会的にみた環境パフォーマンスの適切性、EMSの構築状況	環境報告書に記載された情報の正確性等	環境報告書に記載した環境会計実績の正確性	環境報告書に記載された情報の正確性、網羅性及び社会的にみた環境パフォーマンスの適切性	
基準					同社の環境会計ガイドライン	網羅性についてはGRI公開草案、環境パフォーマンスについては同業他社との比較等	
審査の方法	書類審査、現地審査及び監査委員会での質疑	懇談会の開催、現地視察	書類審査、現地審査及び関係者インタビュー	書類審査、現地審査及び関係者インタビュー	書類審査、現地審査及び関係者インタビュー	書類審査、現地審査及び関係者インタビュー	
審査人等（資格等）	環境問題専門家、学識経験者及び組合員からなる監査委員会	学識経験者等からなる懇談会	学識経験者または環境問題専門家	環境計量士、ISO環境審査員及び公認会計士のチーム	環境計量士、ISO環境審査員及び公認会計士のチーム	正確性については環境計量士、ISO環境審査員及び公認会計士のチーム、これ以外については環境問題専門家がその役割を担った	
審査組織等	上記による環境監査委員会	上記による環境懇話（顧問）会	なし（個人の資格で実施または環境問題のシンクタンク）	会計監査法人または会計監査法人の子会社	会計監査法人の子会社	正確性については会計監査法人、これ以外については環境問題のシンクタンク	
第三者意見の状況	環境への取り組み状況の評価、改善点の指摘等を記した長文形式の第三者意見書を環境監査所見として記載	企業側が懇談会の意見を要約して環境報告書に掲載	環境への取組状況の評価、改善点の指摘等を記した長文形式の第三者意見書	審査の目的、手続き及び結論（結果）を記した短文形式の第三者意見書	審査の目的、手続き及び結論（結果）を記した短文形式の第三者意見書	正確性については審査目的、手続き及び結論を記した短文形式の第三者意見書、これ以外については、環境への取組状況の評価、改善点の指摘等を記した長文形式の第三者意見書	
環境報告書における第三者意見に関する記述	環境監査委員会人の位置付けを記述、監査意見に対する回答も掲載	「環境報告書及び環境施策全般についてご意見を賜る」と記載	環境監査人の位置付けを記載（ある企業では「社会的な視点からより客観的で公正な立場で活動をチェックし、適切な助言を行う」と記載）	環境報告書の中では、特に企業側からの記述はない	環境報告書の中で「認証を取得」と表現	環境報告書の中で「外部機関の監査を受け、信頼性と透明性の確保に努めました」と記載	

注）「正確性」、「網羅性」、「適切性」等の用語の使用は、「環境報告の促進方策に関する検討会報告書」における用語の整理に合わせており、個々の取組における用語とは異なっています。例えば、トヨタ自動車、富士通、キリンビール等の例では、「正確性」ではなく「信頼性」という用語が用いられています。

4 . 環境レポート大賞

1) 環境レポート大賞の趣旨

近年、企業が事業活動に伴って発生する環境負荷の実態や、環境への自主的な取組に関する情報をとりまとめて社会に公表し、消費者、地域住民、行政、投資家等の利害関係者との相互理解を深め、認識を共有していく環境コミュニケーションが非常に重要になっています。そして、その有力な手段として企業等が発行する「環境報告書」が注目され、環境報告書を作成し公表する企業等が最近急速に増えています。

このような状況のなか、(財)地球・人間環境フォーラム及び(社)全国環境保全推進連合会の共催(環境省等が後援)による「環境レポート大賞」は、優れた環境報告書等を表彰することによって、事業者の環境情報の開示と環境コミュニケーションを促進し、事業者の自主的な環境保全に対する取組を促すことを目的に実施されており、平成12年度には、第4回環境レポート大賞が実施されました。

2) 環境レポート大賞の応募対象(平成12年度)

選考対象は事業者等が作成する「環境報告書」及び「環境活動評価プログラム-エコアクション 21-(本ガイドライン本編の第1章4及び後述の資料編6を参照)」に基づく環境行動計画等で、地方公共団体や学校等が作成するものも対象に含みました。また、工場・事業場等が作成するものや、過去に受賞した事業者等が作成するものも対象としました。

3) 環境レポート大賞の選考基準(平成12年度)

選考審査は学識経験者等からなる審査委員会において行われ、選考基準は環境報告書部門では、環境報告書に期待される基本的な要素(例:経営責任者の緒言、会社概要等)が適切に盛り込まれていること、適切な指標の活用をはじめ、事業の特性に応じて内容を充実するなど(例:不利な情報、サイトに関する情報、環境会計等)、活動に関わる重要な環境側面の状況が適切に記述されていること、経営層のコミットメントや適切な目標の設定・管理などにより、取り組みの進展につながるものとなっていること、分かりやすい表現や信頼性を高める工夫など、コミュニケーションツールとしての有効性を高める工夫がなされていること、以上のほか、独自の創意工夫により特に優れた点があるものや先導的な試みとして評価されるものであること、等でした。環境行動計画部門の選考基準は、事業の特性に応じた環境への負荷や取り組みの現状が適切に把握されていること、現状を踏まえて積極的な取り組みが打ち出されており、より高度な取り組みへの発展の可能性が見られること、等でした。

4) 環境レポート大賞の結果(平成12年度)

上記の基準に沿って審査がされた後、環境報告書部門では、最も優れた環境報告書に大賞(環境庁長官賞)、大賞に次いで優れた環境報告書に優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)(業種、規模等の違いが考慮されます)、規模の大きくない事業者、又は取り組みを始めて間もない事業者の環境報告書であって、工夫や努力が認められるものに奨励賞が贈られました。環境行動計画部門では、最も優れた環境行動計画(環境庁長官賞)、大賞に次いで優れた環境行動計画に優秀賞(全国環境保全推進連合会会長賞)が贈られました。

第4回環境レポート大賞では、環境報告書部門の応募作品136点、環境行動計画部門の応募作品24点について審査が行われた結果、環境報告書部門では、大賞1点、優秀賞8点、奨励賞5点が、環境行動計画部門では、大賞1点、優秀賞2点が選考されました。

受賞作品は以下のとおりです。

第4回環境レポート大賞(平成12年度)受賞作品

環境報告書部門

[大賞(環境庁長官賞)] 1点

事業所名	作品名	業種	連絡先
松下電器産業(株)	松下電器グループ 2000 年度環境報告書	電気機器	TEL(06)6909-5577 http://www.matsushita.co.jp/

[優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)] 8点

事業所名	作品名	業種	連絡先
キリンビール(株)	2000年版キリンビール環境報告書	食品	TEL(03)5540-3599 http://www.kirin.co.jp/
(株)西友	西友環境活動報告 2000	流通	TEL(03)3598-7707 http://www.seiyu.co.jp/
ソニー栃木(株)	2000年度環境レポート	電気機器	TEL(0285)47-2111
東京ガス(株)	東京ガス環境報告書 2000	電力・ガス	TEL(03)5400-7669 http://www.tokyo-gas.co.jp/env/
トヨタ自動車(株)	環境報告書 2000	自動車	TEL(03)5800-7274 http://www.toyota.co.jp/envrep00
日本電気(株)	NEC環境アニュアルレポート 2000	電気機器	TEL(03)3798-6617 http://www.nec.co.jp/kan
(株)日立製作所	環境報告書 2000 日立グループ	電気機器	TEL(03)3258-1111 http://www.hitachi.co.jp
(株)リコー	リコーグループ環境報告書 2000	電気機器	TEL(03)5411-4404 http://www.rioh.co.jp/ecology

[奨励賞] 5点

事業所名	作品名	業種	連絡先
仙台市	リーディングエコプランせんだい（仙台市環境率先行動計画）の平成11年度実績に係る環境報告書	自治体	TEL(022)214-8219 http://www.city.sendai.jp/
株東芝 研究開発センター	東芝 研究開発センター 環境サステナビリティ報告書 2000	電気機器	TEL(044)549-2056 http://www.toshiba.co.jp/rdc/
株ピクルスコーポレーション	ピクルスコーポレーション 環境報告書・2000	食品	TEL(042)998-7771 http://www.pickles.co.jp/
安田火災海上保険(株)	環境・社会貢献レポート 2000	金融・保険	TEL(03)3349-9260 http://www.yasuda.co.jp/
山口日本電気(株)	NEC 山口 環境報告書 2000 (NEC 山口 かんきょう報告書 2000 年版小学校高学年むけ)	電気機器	TEL(0836)67-2544

環境行動計画部門

[大賞（環境庁長官賞）] 1点

事業所名	作品名	業種	連絡先
松林工業薬品(株)	環境行動計画書	化学	TEL(054)285-0111

[優秀賞（全国環境保全推進連合会会長賞）] 2点

事業所名	作品名	業種	連絡先
梅林建設(株)	環境行動計画書 平成12年度	建設	TEL(097)534-4151
太閤山観光(株)太閤山カントリークラブ	環境行動計画書(平成12年度)	サービス	TEL(0766)56-1200

5 . 環境報告書に関する情報入手先

1) 環境報告書に関連する各種ガイドラインの入手方法

「事業者の環境パフォーマンス指標 (2000 年度版)」

環境省ホームページからPDF形式でダウンロードすることができます。アドレスは、<http://www.env.go.jp> です。

「環境会計システムの導入のためのガイドライン (2000 年版)」

環境省ホームページからPDF形式でダウンロードすることができます。アドレスは、<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/index-1.html> です。

及び の問い合わせ先： 環境省総合環境政策局環境経済課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2
Tel: 03-5521-8230 Fax: 03-3580-9568

「環境活動評価プログラム - エコアクション21 - 」

環境活動評価プログラムは、(社)全国環境保全推進連合会から入手することができます。返信用封筒(A4サイズが入る大きさ)に送付先を明記の上、300円分の切手を同封して同連合会までお送りください。その際、プログラム改訂版1部希望とお書きください。

問い合わせ先:(社)全国環境保全推進連合会
〒113-0033 東京都文京区本郷3 - 14 - 10 泰生ビル2F
TEL 03-5684-5730 FAX 03-5684-5739

「持続可能性報告のガイドライン(2000年6月版)」(GRIガイドライン)

GRIガイドラインの日本語訳は、GRIのホームページからPDF形式でダウンロードすることができます(無料)。アドレスは、www.globalreporting.org です。

GRIガイドライン日本語版の印刷物(日英両者掲載)を希望の場合は、送付先住所、宛名、電話番号、ファックス番号、必要冊数を記入の上、環境監査研究会までEメールで請求してください(送料込み¥2,000)。環境監査研究会のEメールアドレスは、earg@mission.co.jp です。

2) リンク集

以下に環境及び環境報告書に関する情報入手先の抜粋を記載します。なお、リンク先のURLは、平成13年2月時点のものです。

環境全般へのリンク

組織名	URL
環境省	http://www.env.go.jp
地球環境パートナーシッププラザ	http://www.geic.or.jp/geic/index.html
国立環境研究所	http://www.nies.go.jp/index-j.html
地球環境研究センター	http://www-cger.nies.go.jp/index-j.html
E I C ネット	http://www.eic.or.jp/
(財)地球環境戦略研究機関	http://www.iges.or.jp/
(社)全国環境保全推進連合会	http://www.napec.or.jp/
環境監査研究会	http://www.apas.co.jp/earg/
グリーン購入ネットワーク	http://www.wnn.or.jp/wnn-eco/gpn/
国際連合環境計画 (U N E P)	http://www.unep.org/
国際標準化機構 (I S O)	http://www.iso.ch/

事業者の環境報告書へのリンク集

環境報告書ネットワーク	http://www.wnn.or.jp/wnn-eco/ner/
エコロジーシンフォニー	http://www.ecology.or.jp/index.html
環境 g o o	http://eco.goo.ne.jp/

環境報告書の表彰制度に関する情報入手先へのリンク

環境レポート大賞 ((財)地球・人間環境フォーラム、(社)全国環境保全推進連合会共催)	http://www.shonan.ne.jp/~gef20/gef/
環境報告書賞 (東洋経済新報社、グリーンリポーティング・フォーラム共催)	http://www.toyokeizai.co.jp/company/index.html
欧州環境報告書	http://www.acca.co.uk/soc_env.html

諸外国等における環境報告書に関する研究・事例へのリンク

A C C A (公認会計士勅許協会)	http://www.acca.co.uk/
C E R E S (環境重視経済連合会)	http://www.ceres.org/
E M A S	http://europa.eu.int/comm/environment/emas/index.htm
N R T E E (環境と経済のためのカナダ円卓会議)	http://www.nrtee-trnee.ca/
W B C S D (持続可能な開発のための世界ビジネス会議)	http://www.wbcSD.ch/
W R I (世界資源研究所)	http://www.wri.org/

6. 環境活動評価プログラム（概要）

1) プログラムの目的

経営管理の一環として組織内の体制、手続き、監査等の環境マネジメントシステムを自ら構築した上で、環境への行動を展開する意思と能力のある企業や事業所等は、自己責任において環境管理の取組を進め、これを事業に内部化させていくことが必要です。しかし、我が国に存在する700万近い幅広い事業所（学校、病院等を含む。）の大多数は、環境活動への意欲はあったとしても、自らの事業活動と環境との関わりや行動の方法等についての情報が十分でなく、どこから始めていいのかわからないというのが現状です。こうした幅広い事業者には環境保全の取組を広げていくには、より簡易な手法を提供することも重要であると言えます。ISO14000シリーズにおいても、環境マネジメントシステムを構築していない事業者においても有効な手法として、ISO14031（環境パフォーマンス評価）が発行されたところでもあります。

このような状況を踏まえ、環境省では、平成8年より、中小企業等の幅広い事業者に対して環境管理の簡易な手法を提供する目的で、「環境活動評価プログラム」の普及を実施しています。このプログラムは、そうした大多数の事業者（メーカーだけでなく建設業者、運送業者、商店、病院、学校、官公庁などあらゆる種類の事業者を念頭に置いています。）が、簡単な方法により、自主的に「環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」という地球市民としての役割を果たし、具体的な環境活動が展開できるようにするための手法を提供するものです。その内容は、事業活動に伴う環境への負荷の簡易な把握の方法や、環境保全のために事業者から期待される具体的な取組のチェックリストを示し、自己チェックの結果を基とした計画づくりと取組の推進の手法を示すものです。

なお、環境庁では平成11年に検討会を設け、このプログラムの大幅な改訂を行いました。主な改訂のポイントは以下のとおりです。

ISO14031（環境パフォーマンス評価）との整合性の確保
環境政策の進展を踏まえた自己チェック方法の改訂

(1)化学物質対策

(2)地球温暖化対策

参加の方法・手続きの柔軟性の向上

普及方策の強化

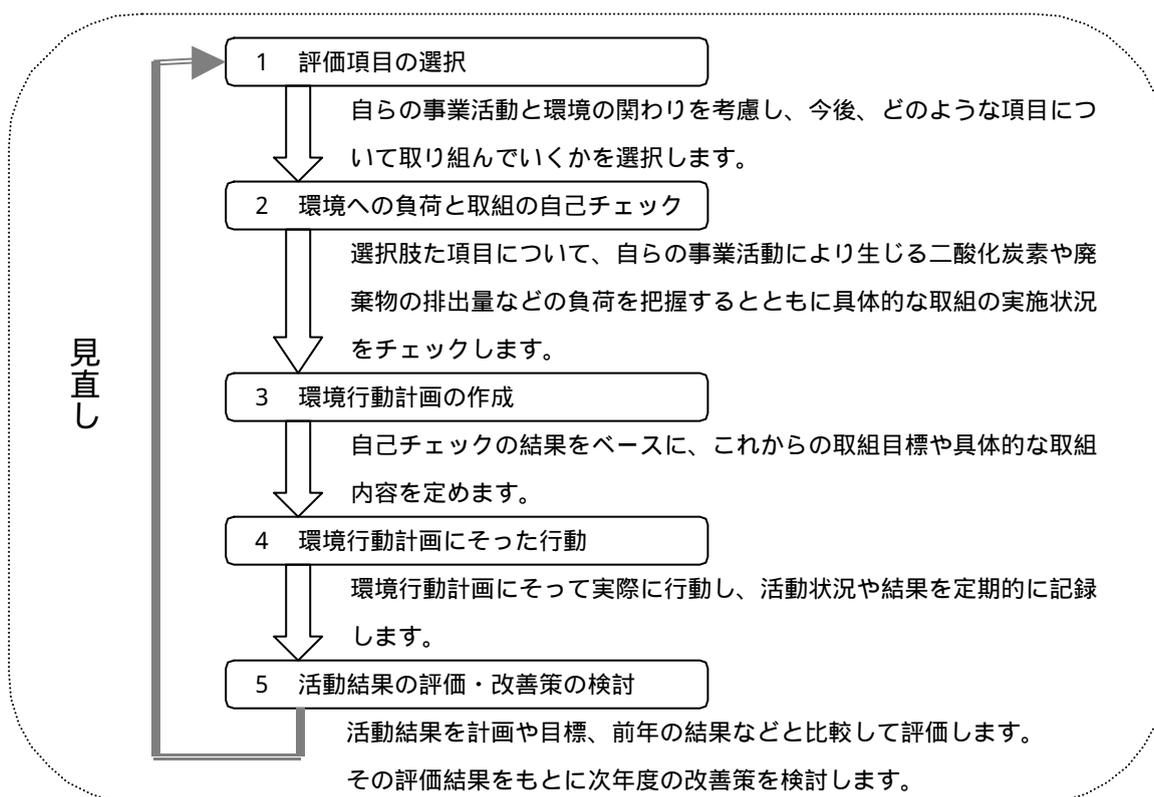
わかりやすさ、使いやすさの向上

以上のほか、事業者の目からみてわかりやすく、また使いやすくなるよう構造や表現方法の修正がなされました。

2) 環境活動評価プログラムの構成とその概要

環境活動評価プログラムの構成と各項目の概要は次のとおりです。

環境活動評価プログラム 実施フロー図



活動結果の評価と計画の見直しについては、後述のフローも参考にしてください。

3) 環境活動評価プログラムの実施体制

環境活動評価プログラムは、事業者の任意の参加によるもので、次の図のような仕組みにより運営されます。すなわち、環境省が「環境活動評価プログラム」を策定・改訂し、(社)全国環境保全推進連合会 (<http://www.napec.or.jp/index.html>) がとりまとめ事務局として参加事業者名をリスト化・公表し、それぞれの地域の事務局等を通じて事業者に環境活動評価プログラムの普及(助言・指導)を行い、プログラムに参加する事業者は、このプログラムに基づく活動を行います。また、プログラムに参加する事業者をサポートするため、事務局を中心に様々な団体が協力し、

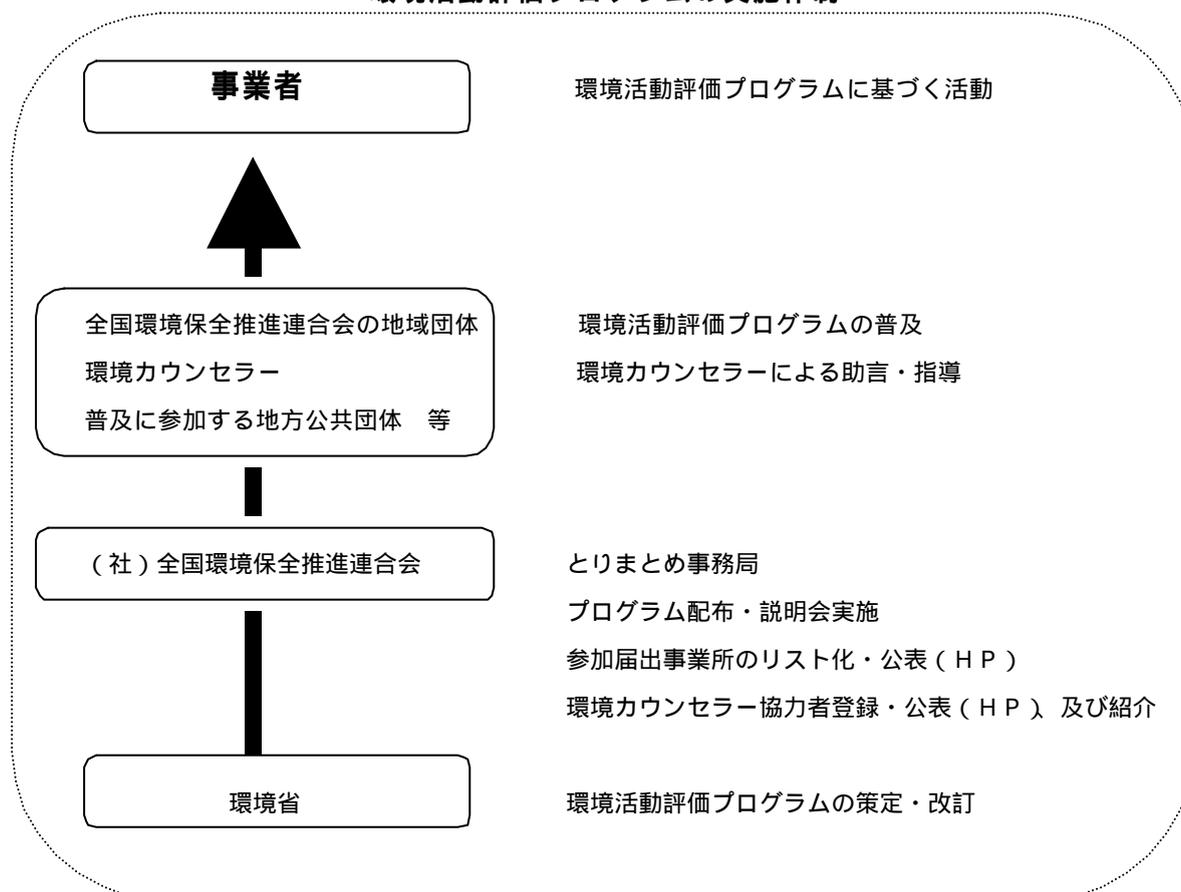
- ・プログラムへの参加の呼びかけ
- ・環境活動評価プログラムの配布、説明会の実施

- ・環境カウンセラーの斡旋
- ・環境活動に関する情報収集・提供

などの活動を行っています。

環境活動評価プログラムの実施体制をまとめると、下の図のようになります。

環境活動評価プログラムの実施体制



なお、プログラムへの参加の届出には2つのタイプがあり、

<タイプ > 計画を作成し、公表 計画書を添付して届出

<タイプ > 計画を作成 事業所名と主な取組を届出

のどちらかを選ぶことができます。

環境コミュニケーションを進める観点から、計画の公表を伴う<タイプ >の方法が望ましいと思われませんが、<タイプ >の参加も可能です。

一つの企業が複数の工場や店舗、営業所などを持っている場合は、それぞれの場所での環境への負荷を低減するという観点から、事業活動が行われている場所単位での参加が原則です。

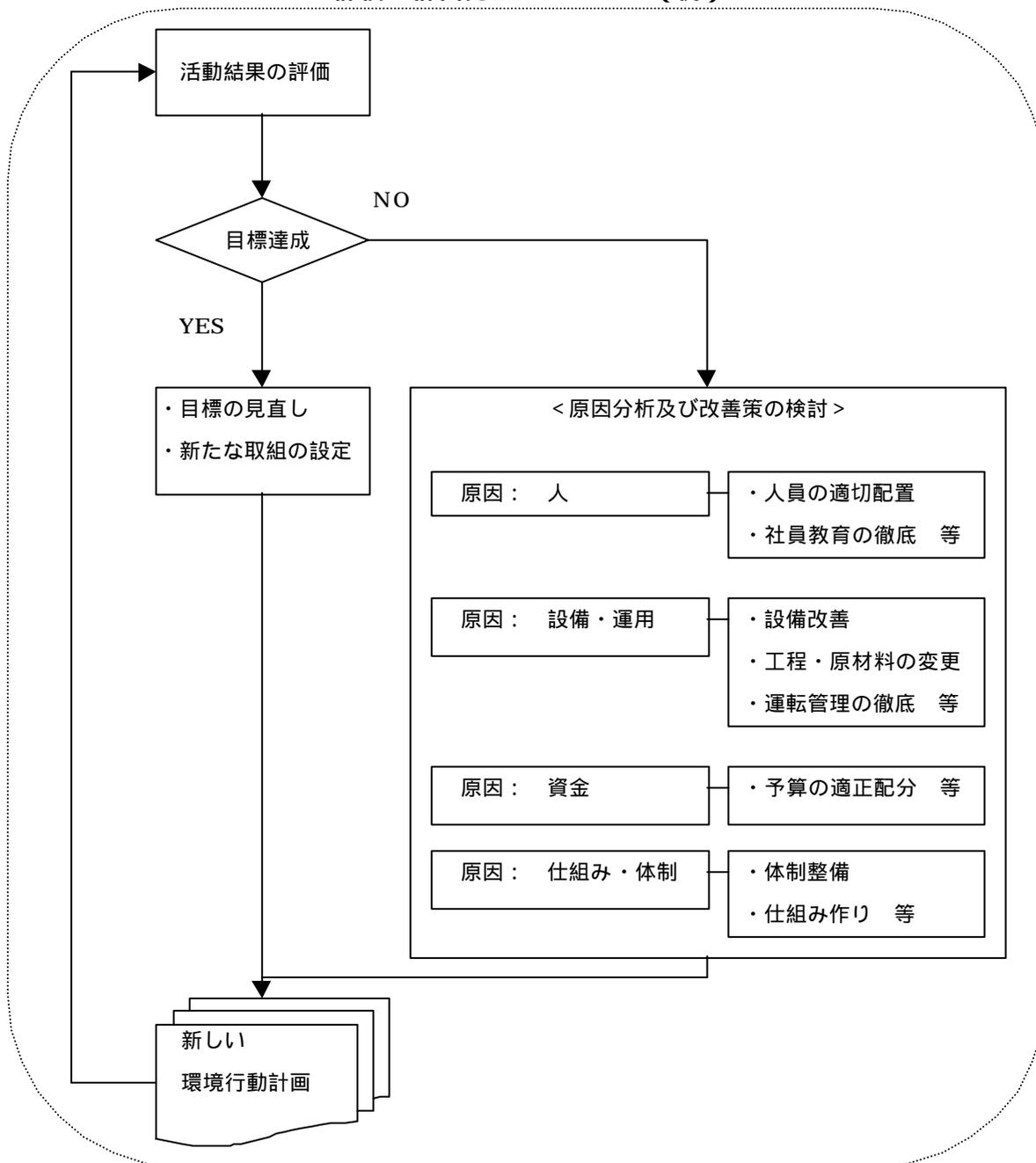
とりまとめ事務局である(社)全国環境保全推進連合会は、民間事業者による自主的な環境保全活動の推進を目的として、全国の都道府県・政令指定都市に設置されている地域

の環境保全団体の全国組織として 1995 年に設立されました。同連合会は地域団体の連合組織ですが、民間主導による環境保全活動を推進するためその趣旨に賛同する事業者等の参加も得ています。

4) 環境活動評価プログラムの見直し

プログラムに参加する事業者は、定期的にプログラムに沿って環境への負荷・環境活動の自己チェックを行い、活動結果の評価と、その評価に基づく計画の見直しをしていくことが必要です。その手順の一例は、以下のとおりです。

評価と計画見直しのフロー（例）



なお、「環境活動評価プログラム」の入手方法は、環境報告書ガイドライン資料編5・環境報告書に関する情報入手先、をご参照ください。

7. 環境カウンセラー登録制度

1) 環境カウンセラー登録制度の概要

環境カウンセラー登録制度は、環境庁が平成8年9月5日に告示した「環境カウンセラー登録制度実施規程」(平成8年環境庁告示第54号)に基づき創設された制度です。この制度は、環境保全活動に関する専門的な知識や豊富な経験を有する者として環境庁の実施する審査に合格した者を「環境カウンセラー」として事業者部門(事業者の取組についてアドバイスする部門)、市民部門(市民や市民団体の取組についてアドバイスする部門)に分けて登録を行い、当該登録簿を広く一般に活用してもらうことを目的としており、さらに環境カウンセラーを対象としてその資質の向上を図るため、研修も行われます。平成11年度の研修は、東京、大阪で開催され、計604名が参加しました。

2) 環境カウンセラーの主な活動内容

【事業者部門】

事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談に対する助言

【市民部門】

市民、市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営等に関する相談・助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営

3) 平成11年度環境カウンセラー登録制度の実施状況

平成11年度環境カウンセラー登録の申請の募集を平成11年9月に行い、812名(事業者部門に483名、市民部門に329名)の応募があり、書面審査による1次審査及び面接審査による2次審査の結果、環境庁は、平成12年4月11日、平成11年度登録の環境カウンセラー302名(事業者部門154名、市民部門148名)を登録し、その登録簿を公表しました。これにより、平成8、9、10年度登録の1,927名と合わせ、環境カウンセラーは、合計2,229名となりました。登録の有効期間は3年間で、環境省の実施する研修を修了すれば登録の更新を受けることができます。

なお、登録簿は市区町村を含む全国地方公共団体及び商工会議所等関係団体に広く配布

し、インターネット上(<http://www.eic.or.jp/eic/db/counselor.html>)でも公表するなど、一般市民や事業者等国民に幅広く活用してもらうこととなっています。登録簿には、登録者の氏名、生年月日、連絡先、専門分野、活動実績等を掲載してあります。

年度別の申請・登録状況

上段：申請者人数

下段：登録者人数

	市民部門	事業者部門	合計
平成 8 年度	631	912	1,543
	312	652	964
平成 9 年度	289	499	788
	174	328	502
平成 10 年度	299	467	766
	178	283	461
平成 11 年度	329	483	812
	148	154	302
合計	1,548	2,361	3,909
	812	1,417	2,229

4) 環境カウンセリングを受ける方法

環境省、全国の都道府県、市区町村等にある環境カウンセラー登録簿を閲覧するか、上記アドレス(<http://www.eic.or.jp/eic/db/counselor.html>)のインターネットホームページにアクセスし、登録されている環境カウンセラーの登録簿から条件にあったカウンセラーを探し、直接連絡先に申し込むシステムになっています。なお、地域毎の環境カウンセラーが自発的に集まった環境カウンセラー協会等が全国 28 地域で設立されています。

8 . 環境報告書の作成手順の一例

環境報告書を作成する場合の手順は、例えば、以下のようなものが考えられます。

